

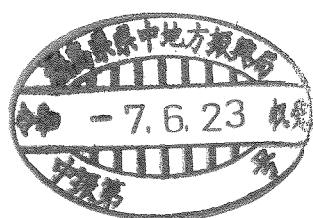
2.3様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025(令和7)年6月23日

福島県知事 内堀 雅雄 殿



提出者

住 所

福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保24番地4

氏 名

パラマウント硝子工業株式会社

代表取締役社長 雨田 祐一

電話番号

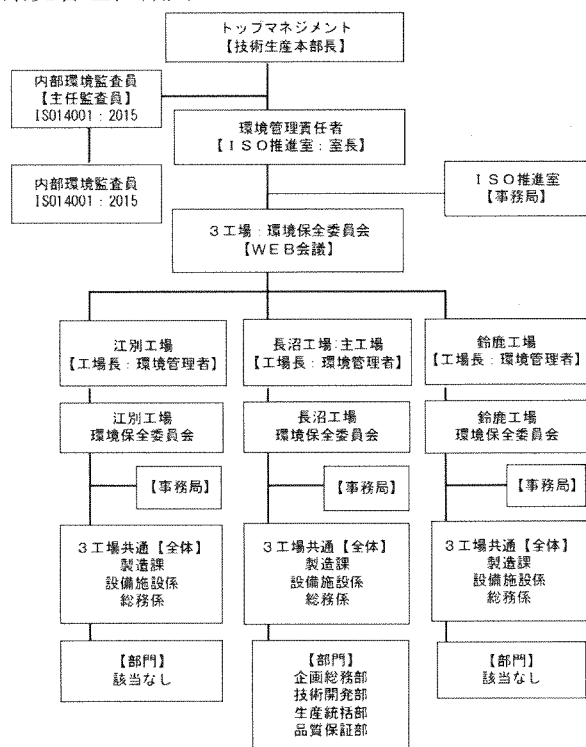
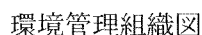
0248-68-2591

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パラマウント硝子工業株式会社 長沼工場
事業場の所在地	福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保24番地4
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類:製造業 中分類:窯業・土石製品製造業 小分類:その他(グラスウール断熱・吸音材)
②事業の規模	製造品出荷額 8,910百万円(2024年度)
③従業員数	101人(2025年3月末現在;工場人員)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類：種類別に分別 製造工程毎に発生したものをそれぞれ場内指定場所に分別保管
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類：種類別に分別、分かり易い標識への改善 リサイクルと廃棄物の分別を強化する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	ガラスくず ガラスウール					
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1,193.4 t					
	（これまでに実施した取組） ・ガラスウール屑（乾燥屑）は再商品化とし、増産を強化した。 ・ガラスウール屑（濡綿等）は再原料化とし、回収量を強化した。 ・商品の廃材を広域再生利用により回収し、再商品化の実施。						
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	ガラスくず ガラスウール					
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1,300.0 t					
	（今後実施する予定の取組） ・ガラスウール屑（乾燥屑）は再商品化とし、継続増産する。また再商品化する原料の拡大をし、再生利用を強化する。 ・ガラスウール屑（濡綿等）は再原料化とし、回収量の継続強化を行う。						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
① 現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	—					
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—					
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—					
（これまでに実施した取組）							
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	—					
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—					
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—					
（今後実施する予定の取組）							

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	—					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	—					
	(これまでに実施した取組)						
② 計 画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	—					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	—					
	(今後実施する予定の取組)						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	ガラスくず グラスウール	廃プラスチック	陶磁器くず	がれき類	紙くず	廃アルカリ	
	全処理委託量	1,500.0 t	150.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	100.0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	
	再生利用業者への処理委託量	1,200.0 t	135.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	特管汚泥	金属くず	木くず		
	全処理委託量	0.0 t	120.0 t	0.1 t	0.1 t	30.0 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t		
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	120.0 t	0.0 t	0.0 t	30.0 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t		
	(今後実施する予定の取組)							
	・グラスウール屑の再生利用 ・グラスウール屑及び廃プラスチックの再生利用推進 ・洗浄水の浄化による廃アルカリの抑制 ・廃プラスチックの仕入及び排出の削減							
	※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

